

大阪地検の不祥事を受けた検察改革の一環として、知的障害がある容疑者の取り調べの改革が、全国の地検で加速している。録音・録画（可視化）に加え、福祉関係者が立ち会う試みも始まった。検事に誘導されると、迎合して答えてしまう可能性があることから、専門家の視点を入れて適正化を図るのが目的だ。

大阪地検では特捜部の証拠改ざんとは別に、堺支部の検事が知的障害のある男性を取り調べで誘導した問題が昨年1月に発覚。法相の諮問機関「検察の在り方検討会議」では、知的障害のある容疑者の取り調べ改革もテーマとなり、全過程の可視化や、心理・福祉関係者の立ち合いの試行を昨年3月に提言した。

これらを受け、最高検が設けた「知的障がい専門委員会」では、障害者福祉などの外部有識者の意見を聞きながら、捜査、公判のあり方を検討。最高検の指導のもと、知的障害がある容疑者の取り調べの録音・録画は、昨年末までに全国の263事件で763回試行され、うち74事件が全過程で実施された。

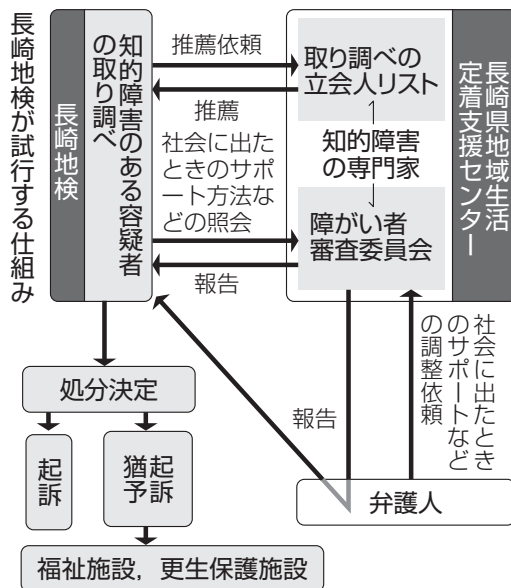
昨年12月から最高検は、可視化しなかったケースも含め、取り調べの内容や処分時の配慮などについて全国の事例を集めており、検事の研修に生かそうとしている。

一方、福祉の専門家が取り調べに立ち会う試行は、東京、大阪、名古屋、横浜の4地検で昨年9月から始まった。専門家は地検が選び、検事に質問の仕方や必要な配慮を助言している。

同席者、民間機関が人選（長崎）

長崎地検では、取り調べに立ち会う専門家の中立・公平性を高めるため、新たな試みを始めた。地検が直接、専門家を選ぶのではなく、長崎市内の公設民間機関が作った推薦リストから選ぶ仕組みだ。

知的障害者の聴取改革中 すべて可視化 74 事件、専門家が同席 4 地検



この機関は、刑務所から出所した障害者などの自立を支援する「長崎県地域生活定着支援センター」。今月、臨床心理士や福祉系の大学教授、特別支援学校の校長ら、専門家10人を地検に推薦した。専門家は容疑者や検事に助言し、通訳的な役割を担う。容疑者と利害関係のある人は除く。立ち会った取り調べはすべて録音・録画される。

長崎地検はさらに、起訴するか処分を決める前に、支援センター内に設ける「障がい者審査委員会」から、助言を得る仕組みも新たに始める。

審査委員会は、地検や弁護人の照会を受けて調査を行う。障害の程度や特徴、家庭環境などを踏まえて起訴猶予にした場合に、社会で必要な配慮やサポート方法を伝える。

（朝日新聞・東京 2012年2月26日）